

J R 東海労働関西地「申」第25号
2020年3月6日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「新幹線車内における車内 I T V の確認不能」に関する申し入れ

2月18日、のぞみ54A(編成X4)において8号車のモニター画面を見ると「車内 I T V メニュー」のキー表示がなく、車内 I T V での確認が出来ない事象が発生した。また、他のN700系編成においても「車内 I T V メニュー」が表示されない編成があることが判明している。

これまでN700系編成における I T V 設置については、225A列車火災放火事件や265A殺傷事件等を受けて、新幹線車内のセキュリティー対策のために、当初のデッキ部分から各車内まで防犯カメラを増設してきた経緯がある。また、新幹線車内業務の見直しにより、車掌長の車内巡回省略や「非常ブザー・便所ブザー」等異常時における確認のために車内 I T V を使用している。

しかし、車内 I T V での確認が不能であるにも関わらず、営利優先・運行優先で運行していることは、この間会社が主張してきた「安全最優先」に反する重大な事態と考える。

よって、以下の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 2月18日、のぞみ54A(編成X4)において、乗務員が8号車のモニター画面を見ると「車内 I T V メニュー」のキー表示がなく、車内 I T V 確認が不可能であった。原因を明らかにすること。
2. 他の編成でも、車内 I T V 確認不能の車両があるのか明らかにすること。また、あるとするれば、全ての編成を明らかにすること。
3. 車内 I T V 確認が不能であるにも関わらず、旅客を乗車させ運行することはセキュリティー対策として安全上問題があると考え。会社の見解を明らかにすること。
4. 車内 I T V 確認が不能であるにも関わらず、旅客を乗車させ運行することは「営利優先・運行優先」の姿勢であり、安全上問題があると考え。車内 I T V の確認不能な編成での営業運転を直ちに止めること。

5. 車内 I T V 確認が不能編成において、不測の事態が発生した場合の対応を明らかにすること。

以上